

受信障害地区テレビサービス特約

2014年2月20日

目 次

- 第1条（特約の適用）
- 第2条（加入契約の単位）
- 第3条（本サービスの内容）
- 第4条（本サービスの提供条件）
- 第5条（他の放送サービスへの移行）
- 第6条（サービスの利用の休止及び再開）
- 第7条（料金表）
- 第8条（その他の事項）

<受信障害区域テレビサービス料金表（税別）>

附則

第1条（特約の適用）

多摩ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、テレビサービス加入契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）に定める放送サービスの一つとして、約款に付するこの受信障害区域テレビサービス特約（以下「特約」といいます。）により、電波の受信障害区域向け地上デジタル放送再送信サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

2 当社は、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。

3 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第2条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第3条（本サービスの内容）

本サービスは、地上デジタル放送の同時再送信の提供を行います。

第4条（本サービスの提供条件）

本サービスの提供は、加入契約の申込を行う時点で、受信障害（電気通信技術審議会報告の電界強度測定モデルにより測定した電波の受信電界強度が51dB μ V/m以下など）区域の加入申込者に限ります。

第5条（他の放送サービスへの移行）

契約者は、当社が約款で定める他の放送サービス（以下「他の放送サービス」という。）への変更を申し込むことができます。

2 他の放送サービスへの変更を行う場合には、約款の規定により取り扱います。

3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、約款に定める工事費を支払っていただきます。

4 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

5 デジタル放送サービスへの変更を行った場合には、変更後の利用料に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、変更日の属する月の利用料は変更前の利用料の金額とします。

第6条（サービスの利用の休止及び再開）

当社は、本サービスについて、約款に規定する休止及び再開を適用しません。

第7条（料金表）

当社が提供する本サービスの料金は、手続きに関する料金及び工事費等については、約款の料金表に定めるところにより、利用料については、この特約の受信障害区域テレビサービス料金表に定めるところによります。

第8条（その他の事項）

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り、約款の定めに従います。

<受信障害区域テレビサービス料金表（税別）>

コース名	月額利用料（円・税別）
地上デジタル放送再送信	1,000

附則

(実施時期)

この特約は平成23年7月25日から実施します。

(実施時期)

この特約は平成26年2月20日から実施します。